

## 岐阜県インターンシップ推進協議会規約

(名 称)

**第1条** 本会は、岐阜県インターンシップ推進協議会と称する。

(目 的)

**第2条** 本会は、主として岐阜県内の企業、学校（専修学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院（以下、「大学等」という）及び高等学校）、行政が一体となり、有機的に連携してインターンシップ事業を円滑かつ効率的に推進することで、若者の就労意欲の形成、次代を担う人材の育成、県内産業の活性化を図ることを目的とする。

(事 業)

**第3条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) インターンシップの実施支援
- (2) インターンシップに関する調査研究
- (3) インターンシップに関する講演会、研究会及び研修会の開催
- (4) インターンシップに関する情報の収集及び提供
- (5) 国、行政機関等のインターンシップ及び関連する委託事業等の受託
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員及び協力員)

**第4条** 本会の会員及び協力員は次のとおりとする。

- (1) 会員校 本会の事業に参画する高等学校及び大学等で会費を納入するもの
- (2) 正会員 本会の活動に賛同する岐阜県内の事業所等で賛助金を納入するもの
- (3) 協力員 本会の趣旨に賛同する個人、各種団体、行政機関のうち、会長が特に必要と認める者で賛助金を納入するもの
- (4) 特別会員 個人、各種団体、行政機関を問わず、本会の趣旨に賛同し本会に助成金を納入するもので、会長が必要と認めたもの
- (5) 準会員 本会の活動に賛同する岐阜県内の事業所等で賛助金を納入しないもの

(入 会)

**第5条** この会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により入会の申込みをするものとする。

(退 会)

**第6条** 会員が、この会を退会しようとするときは、退会の3ヵ月前までにその旨を書面により事務局へ届け出るものとする。

(会費、賛助金、負担金及び助成金)

**第7条** 本会の会員、協力員及び特別会員は、次のとおり会費・賛助金・負担金・助成金を納入するものとする。

- (1) 大学等会員校 会費年額一口 60,000円 一口以上
- (2) 企業等正会員 賛助金年額一口 12,000円 一口以上
- (3) 協力員 賛助金年額一口 10,000円 一口以上
- (4) 岐阜県（協力員）負担金（県が支出する行政関係を総括した年額）
- (5) 特別会員 助成金年額は、任意の額とする。
- (6) 前1号から5号の規約外が発生した場合は、運営委員会で審議し、会長の承認により別途規程を設ける。

2 既納の会費・賛助金は、いかなる事由があっても返還しないものとする。

(役員)

**第8条** 本会に次の役員を置く。

- |         |                  |        |      |
|---------|------------------|--------|------|
| (1) 会長  | 1名               | (4) 監事 | 3名程度 |
| (2) 副会長 | 5名以内             | (5) 参与 | 5名程度 |
| (3) 理事  | 30名程度(会長・副会長を含む) |        |      |

(役員を選任)

**第9条** 理事、監事は、正会員及び会員校から選出し、総会の承認を得て選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の中から互選する。
- 3 監事は、理事の中から互選、若しくは運営委員の中から選出し理事の推薦を受けた者とする。
- 4 参与は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(職務)

**第10条** 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けるとき、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務執行に関する事項及び会長が必要と認めた事項を審議、決する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 本会の財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 前1号及び2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は本規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、臨時総会を招集すること。
  - (5) 必要とするときは、理事会に出席し、報告を行い又は意見を述べることを、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 5 参与は、会長の諮問に応ずるほか、総会、理事会に出席し意見を述べるができる。

(役員任期と解任)

**第11条** 役員任期は2年とするが、現役員任期期間中に新たに選任された役員任期は、現任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。役員の変更があった場合、その任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、総会において解任することができる。

(会議)

**第12条** 本会の会議は、総会(書面総会を含む)及び理事会の2種とする。

総会は、会員をもって構成し、原則として年1回、毎会計年度終了後3ヵ月以内に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、開催時期の繰り延べや臨時に開催することができる。

- 2 会議は、第10条第4項4号の場合を除き会長が招集する。
- 3 会議の議長は、会長または会長があらかじめ指名する副会長、理事、監事が務める。なお、不測の事態において会長が必要と認めたときは議決権を有する出席者の互選により議長を選出できる。
- 4 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 役員を選任
  - (2) 事業計画及び予算に関する事項
  - (3) 事業報告及び決算に関する事項
  - (4) 本規約の改廃に関する事項
  - (5) その他、本会の運営に基本的に係る事項
- 5 理事会は次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画及び予算に関する事項
  - (2) 事業報告及び決算に関する事項
  - (3) 本規約の改廃に関する事項
  - (4) 役員を選任に関する事項
  - (5) その他、本会の運営に基本的に係る事項

(定足数及び議決)

**第13条** 総会は、代理人の出席を認め、委任状出席を含む会員の3分の1以上の出席をもって成立し、議決は過半数の賛成で決する。準会員、協力員及びオブザーバーは総会に出席できるが、議決権を有さない。

2 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は理事の過半数で決する。

3 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

**第14条** 会員総会は、書面表決によることができる。

2 書面表決は、会員の3分の1以上の提出をもって成立し、議決は過半数の賛成で決する。

3 理事会においても、やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合前条第2項の規定の適用については出席したものとみなす。

(事業計画及び予算)

**第15条** 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において、会員の議決を得なければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 期の中途で発生する少額の雑収入は、その他の収入として予算に計上し、実施回数の変更などを含め軽微な変更とみなし、会員の議決は不要とする。

3 災害、事故など明確な理由での事業の内容を変更、中止する場合及び予算執行にあたり、管理費と事業費の間で科目予算総額の20%以内の流用の必要がある場合は、運営委員会において審議し、会長の承認を得て変更できる。管理費・事業費内の各内訳科目相互間での流用は、会長の承認を得て変更できる。

(暫定予算)

**第16条** 前条の規定にかかわらず、予算が成立しないときは、会長は予算成立の日まで、前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項における新規事業は予算成立後でないとは執行することができない。予算成立前に新規事業を執行する場合は、理事会の議決を得なければならない。この理事会は書面表決を行うことができる。

3 前1項及び2項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

**第17条** 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において、会員の議決を得なければならない。

2 受託した事業については、前項にかかわらず委託先の会計基準に則った適正な事業報告、決算を行わなければならない。

(総会議事録)

**第18条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

(運営委員会)

**第19条** 本会の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、理事の推薦を受けて会長が委嘱するものによって構成する。

3 運営委員会の運営については、別に定める。

4 事業計画を円滑に実行するため、運営委員会の議決を得て、運営委員会の下に専門委員会を置くことができる。

(事務局)

**第20条** 本会の事務所は岐阜市神田町2丁目2番地に置き、事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長のほか、必要な職員、臨時職員及び会計事務責任者を置く。
- 3 事務局長、会計事務責任者は会長が任命し、職員及び臨時職員の採用は会長に報告する。
- 4 会計事務責任者は職員が兼務できる。事務局長は会計事務責任者を兼務できない。
- 5 事務局長、職員及び臨時職員の分掌は理事会の承認を得て、会長が定める。
- 6 事務局は、本会の会務及び運営委員会の運営に係る事務を執行する。
- 7 会員は、事務局に協力し、事業の円滑な推進に努めるものとする。
- 8 受託業務がある場合は、統括責任者のほか、必要な職員、臨時職員を置き、業務を執行する。

(備付け書類)

**第21条** 事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 代表・役員、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) 受託事業がある場合は、受託契約に関する書類
- (6) その他必要な書類

(規約の変更)

**第22条** 本規約は、総会において、会員の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

**第23条** 本会は、総会において、会員の議決を得て解散することができる。

(財産)

**第24条** 本会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

- 2 本会の財産は、代表が管理し、その方法は、会長が理事会の議決により定める。

(残余財産の処分)

**第25条** 本会解散のときに有する残余財産は、総会において、会員の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(経費)

**第26条** 本会の経費は、会費、その他の収入をもってあてるものとする。

- 2 事業遂行において受益者負担が適当と判断される経費は、参加者に請求できるものとする。請求する経費の按分において、会費・賛助金を納入しているものとそうでないものとは、格差をつけることができる。

(会計年度)

**第27条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

**第28条** 本規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

- 1 本規約は、平成18年4月21日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会計年度は、第27条の規程にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。
- 3 改正の経過 平成20年6月18日から施行する。
- 4 改正の経過 平成22年6月16日から施行する。
- 5 改正の経過 平成25年6月19日から施行する。(併：書式を整える)
- 6 改正の経過 平成26年6月18日から施行する。ただし、実施(会費等の値上げ)は、平成27年4月1日からとする。(併：書式を整える)

以上